

米軍 F15 戦闘機の空中接触事故に対する意見書

10月4日午後2時45分ごろ、嘉手納飛行場に一時移駐している米国アラスカ州エレンドルフ空軍基地所属のF15戦闘機2機が、沖縄本島南海上約200キロの訓練空域内で飛行中、両機が接触し損傷したため、嘉手納飛行場に緊急着陸した。また、嘉手納飛行場に移駐している同空軍基地所属のF15戦闘機は12機で、今年8月末に到着し来年1月末まで滞在予定とのことである。

普天間飛行場では去る8月13日、大型輸送ヘリコプターが隣接する大学構内に墜落炎上する事件があったばかりであるが、これもハワイからの外来機であった。多数の外来機が広大な訓練水域・空域をもつ沖縄に飛来し、常駐的に長期滞在して飛行訓練をおこなっている。今回の事故はこのような基地運営の中で起こったものである。一步間違えば大惨事につながることから、地域住民の恐怖と怒りは今や頂点に達している。

県民の願いは、基地負担の軽減による安心・安全な地域社会である。そのための基地の整理縮小等の要求である。地位協定を盾にする外来機の「常駐化」は、基地機能の強化であり、県民の要求に真っ向から反するものである。

また、F15戦闘機については幾度となく墜落事故があり、さらに、風防ガラスや訓練用照明弾の落下事故を起こすなど、以前から老朽化も指摘されている。危険なF15戦闘機の飛行は中止すべきである。

よって、北谷町議会は、米軍F15戦闘機の空中接触事故に対し厳重に抗議するとともに、つぎの事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 外来機の沖縄県内での一切の訓練飛行を中止し、部隊を撤退させること。
- 2 住民地域上空での飛行訓練を即時中止すること。
- 3 沖縄近海の米軍訓練水域及び空域を削減すること。
- 4 F15戦闘機を全面飛行中止すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 6 事故原因を徹底究明し、実効性ある包括的再発防止策を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年10月8日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 防衛庁長官

防衛施設庁長官 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄県知事 那覇防衛施設局長